

船舶事故調査報告書

令和5年4月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和4年10月13日 不明（落水した時刻：17時39分ごろ～17時54分ごろの間）
発生場所	不明（広島県呉市三ツ子島西方沖）
事故の概要	漁船金毘羅丸は、投網作業中、船長が落水して死亡した。
事故調査の経過	令和4年11月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 金毘羅丸、4.8トン HS3-37503（漁船登録番号）、個人所有 11.92m(Lr)×3.04m×0.96m、FRP ディーゼル機関、48.20kW、平成7年2月10日 第270-39677号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 59歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和60年6月15日 免許証交付日 令和2年6月3日 (令和7年6月14日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 3、視界 良好、気温 約23℃ 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、すずき流し網漁の目的で 令和4年10月13日16時30分ごろ、三ツ子島西方沖の漁場に向け、広島県呉市呉港広港区を出港した。 船長と同じ漁業協同組合（以下「漁協」という。）に所属する船長Aは、17時54分ごろ、本船が三ツ子島西方沖に設置されたブイに係留中の台船に接触して停止している様子を見て異常を感じ、本船を確認したところ無人であったので、付近で漁をしていた僚船の船長Bに携帯電話で連絡した。

	<p>船長Aから連絡を受けた船長Bは、17時58分ごろ、海上保安庁に通報するとともに、漁協に連絡し、組合員と共に船長の捜索に当たった。</p> <p>他の僚船の船長（以下「船長C」という。）は、三ツ子島西方沖に投網されていた本船の網を回収してから船長の捜索を行った後、本船を係留地まで回航した。</p> <p>捜索に協力していた近隣の漁協の組合員は、14日09時20分ごろ、広島県江田島市引島^{ひき}島東方沖500m付近で、頭部を上にして海上に浮いていた船長を発見し、海上保安庁に通報した。</p> <p>船長は、海上保安庁の巡視艇により搬送され、呉市の医院で発病（発症）又は受傷から死亡までの期間が数十分の溺死と検案された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、発見時、上半身はポロシャツを着て、下半身はジャージ、長靴を履き、救命胴衣は着用していなかった。</p> <p>船長の防水型の携帯電話は、船内に置かれていた。</p> <p>本船は、他船と衝突などした形跡はなかった。</p> <p>すずき流し網漁は、日の入りから日の出までの間に操業が許可されており、本事故当日の日の入り時刻は、17時39分であった。</p> <p>漁協組合長によれば、通常、本船のすずき流し網は、全長約1,000m、高さ約25mあり、操業時は、両端と中央に標識灯が取り付けられていた。</p> <p>船長Cによれば、通常、本船は、船長が、左舷船尾甲板上に立って人が歩くくらいの微速力で航行し、網の上端に10～13mの間隔で取り付けられた長さ約9m、直径約4mmの化学繊維製の紐に長さ約60cm、直径約6cmの発泡スチロール製の浮子を結びつけながら船尾側から投網していた。（図1、図2参照）</p> <div data-bbox="598 1444 1412 1836" data-label="Diagram"> <p>The diagram illustrates the structure of the fishing net. It is a rectangular mesh with a height of approximately 25 meters and a length of approximately 1,000 meters. Three buoys are attached to the top edge of the net, with two of them labeled as marker lights (標識灯). The buoys are connected to the net by vertical lines.</p> </div> <p>図1 すずき流し網略図</p>

	<div data-bbox="799 210 1230 383" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="948 405 1086 434">図2 浮子</p> <p data-bbox="560 501 1442 719"> 船長Cは、三ツ子島西方沖の海域に残された本船の網を回収した際、網の上端に取り付ける浮子が網の東端から約700～800m付近までしか取り付けられていなかったため、網を約700～800mほど投網した頃、船長が落水したのではないかと本事故後に思った。 (写真1 本船、写真2 本船のネットローラ 参照) </p>
<p data-bbox="180 741 240 770">分析</p> <p data-bbox="209 790 464 965">乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p data-bbox="560 790 620 913">不明 不明 不明</p> <p data-bbox="588 934 831 963">船長は、溺死した。</p> <p data-bbox="560 983 1442 1106">船長は、三ツ子島西方沖で西進しながらすずき流し網の投網作業中、操業許可開始時刻の17時39分ごろから船長Aが無人の本船を発見した17時54分ごろの間に、落水したものと推定される。</p> <p data-bbox="560 1126 1442 1294">船長は、本船の長さ約1,000mのすずき流し網に取り付ける浮子が、東端から約700～800m付近までしか取り付けられていなかったことから、投網作業中に落水したものと考えられるが、目撃者がおらず、落水に至る状況を明らかにすることができなかった。</p>
<p data-bbox="180 1314 240 1344">原因</p>	<p data-bbox="560 1314 1442 1391">本事故は、夜間、本船が三ツ子島西方沖ですずき流し網の投網作業中、船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p data-bbox="180 1413 325 1442">再発防止策</p>	<p data-bbox="560 1413 1430 1489">今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul data-bbox="600 1509 1442 1780" style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の乗船者は、暴露甲板上において、常時、救命胴衣を着用すること。 ・ 小型船舶に1人で乗り組む船長は、防水措置が施された携帯電話を常時携行し、落水した際の連絡手段を確保しておくこと。 ・ 小型漁船に1人で乗り組む船長は、落水時の船上復帰手段として縄ばしごや固定ばしごを船体に備えておくことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

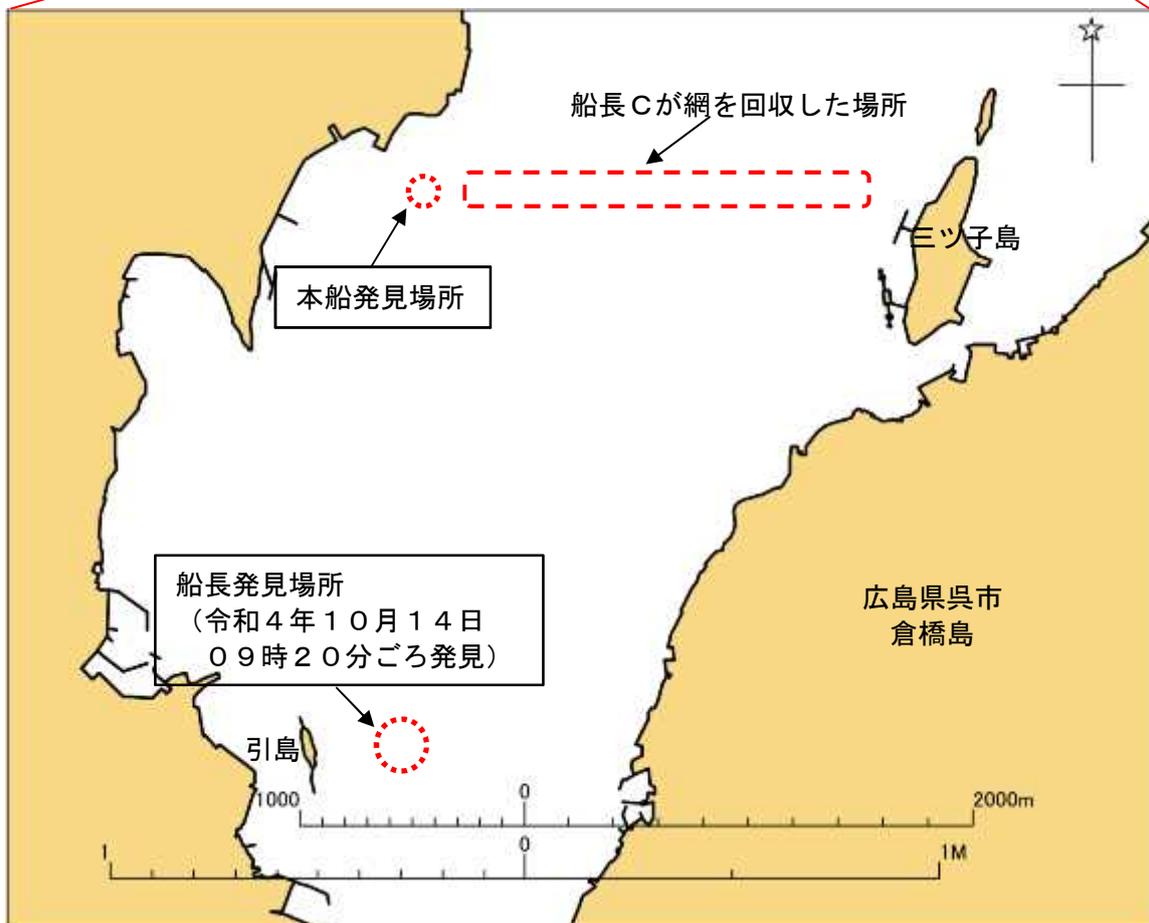
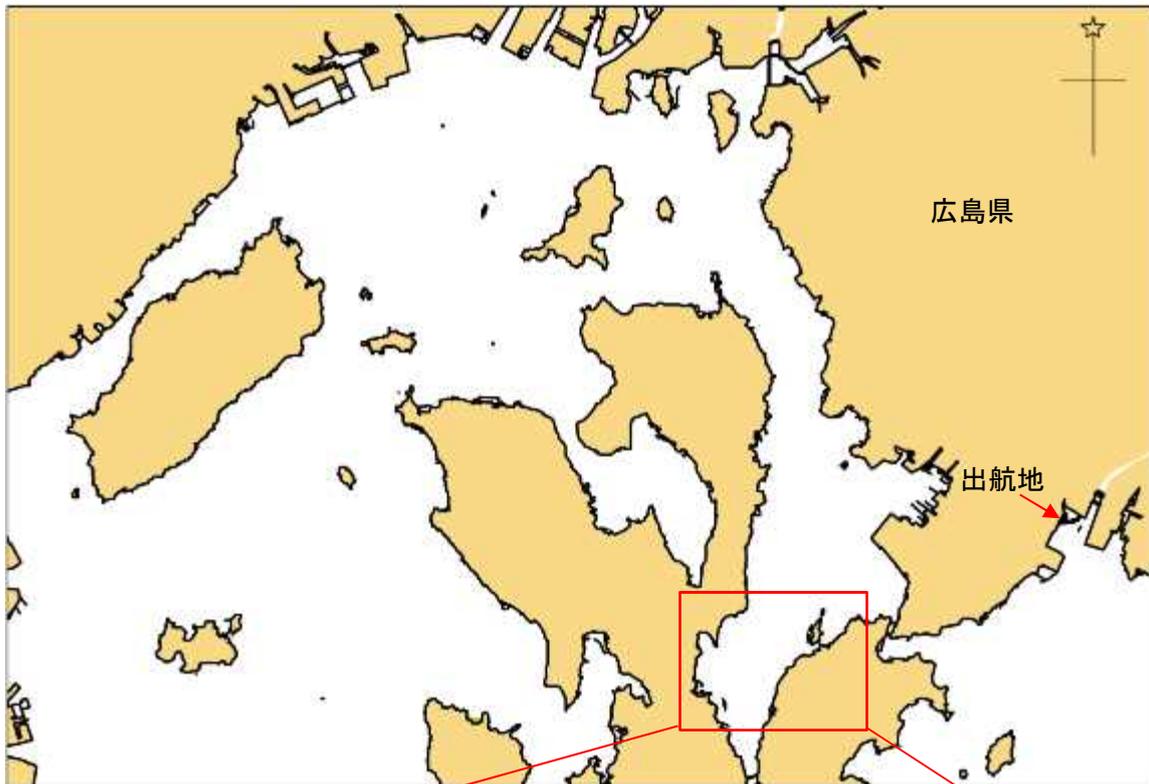


写真1 本船



写真2 本船のネットローラ

